

定住促進事業の取扱いについて

定住促進事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

定住促進事業の取扱いについて

定住促進については、新市において抜本的な対策を講ずる。

なお、定住促進条例については、合併時に廃止する。ただし、合併前に大野郡 5 町 2 村の条例の適用を受け合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。

出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。

住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎・辺地地域を対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。

空き家は年々増加しており、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全、防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つとして、総合的に検討する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会